

# 信楽学園体験入園書式

## 目次

1 . 信楽学園体験入園のてびき	・ ・ ・ ・ ・ p 2 ~ p 3
2 . 体験入園の受け入れに関して	・ ・ ・ ・ ・ p 4 ~ p 5
3 . 体験入園依頼書雛形	・ ・ ・ ・ ・ p 6
4 . 生徒のプロフィール	・ ・ ・ ・ ・ p 7
5 . 食事明細書	・ ・ ・ ・ ・ p 8
6 . 研修棟使用申請書	・ ・ ・ ・ ・ p 9
7 . 滋賀県立信楽学園研修棟管理要項	・ ・ ・ ・ ・ p 1 0

# 信楽学園 体験入園のてびき

## 1 (目的・概要)

滋賀県内の中学校や養護学校(「学校等」)に在学する生徒のみなさんと保護者の方々や担当の教諭が、信楽学園を「体験入園」利用することによって学園の特徴や長所を広く理解していただくことを目的とします。

中学生と・中等部の生徒のみなさんが集団生活や職業支援を1泊2日間(変更可)体験することにより、卒業後の支援決定の一助となることとして行ないます。

## 2 (実施機関)

事業の実施主体は滋賀県立信楽学園とし、学校等と連携を図り体験入園が効果的に行われるように努めます。

## 3 (対象者・申し込みと決定)

体験入園の対象者は、中学校知的障害の生徒、養護学校中等部生徒のみなさんで、引率は保護者および担当の教諭とします。また災害、事故などについては学校側の管理下とし、依頼文書にこの旨を明記しています。但し過失が当園側にある場合は、その限りではないこととします。

体験入園を希望される保護者は、学校を通して必要書類を原則10日前までに信楽学園に届くよう送付してください。体験期日の決定は、各年度の体験入園説明会において調整の上決定します。

## 4 (実施期間・受け入れ人員)

毎年度6月上旬より開始し、翌年3月中旬までの間とします。1泊2日を原則としますが、変更の場合はそれぞれに相談をお受けいたします。原則として1回の受け入れ人員は4名程度といたします。

## 5 (体験入園の流れ)

1日目	10:30～12:00	オリエンテーション
	12:00～12:30	自己紹介・昼食
	12:30～13:00	広場に集合(体操服)
	13:00～16:30	学園の日課(工場における職業支援など)
	16:30～18:00	広場に集合・各寮で過ごす(普段着)
	18:00～	夕食
	19:00～20:30	入浴・各寮でホームルームなどして過ごす
	20:30～21:00	就寝準備・就寝
2日目	7:00～	起床・洗面・掃除
	7:45～8:00	体操
	8:00～8:30	朝食(各寮にあわせた起床、掃除、朝食の時間)
	8:30～	歯磨き・広場に集合(体操服)
	9:00～10:30	学園の日課(工場における職業支援など)
	10:30～12:00	懇談会(本人、担当教諭、保護者、学園の職員)
	12:00	広場に集合してお別れの挨拶

(2泊3日の場合の2日目は、学園の日課に準ずる)

## 6 (施設・備品の使用)

生活支援は性別により男子寮1棟と女子寮1棟で行います。職業支援については、作業工場にて行います。寮などの施設・備品などについては信楽学園のルールに従って使用してください。

## 7 (経費)

体験入園は食費のみ実費徴収するものとします。帰園の際に体験・事務担当者を通してお支払いください

## 8 (担当)

体験入園支援は担当者が行います。必要に応じて園長または次長、担当外職員も学園をあげて支援します。

(平成20年4月1日より実施する実施要綱に基づいて作成しました。)

## 体験入園の受け入れに関して

### 提出書類について

体験入園についての依頼書（学校長印を押印したもの）

なお、この中で期間中の災害、事故等に関して、学校側の責任を明確にしておいてください。（別紙雛形を参考に作成してください）

参加者名簿（各生徒の連絡先を記入のこと）

生徒の写真各1枚（スナップ写真、デジカメ写真も可）

生徒のプロフィール（IQまたはDQ、行動特徴など別紙書式）

研修棟使用申請書（学校長印を押印したもの、別紙書式）

食事明細書（別紙書式）

必要書類については、10日前に学園に届くように送付をお願いします。

### 宿泊について

宿泊場所は研修棟を用意しております。

夜の20：30から翌朝の7：45までの間は学校側で指導してください。

### 費用に関して

食事についてのみ実費をいただきます。

（一食につき、朝食381円・昼食726円・夕食708円合計1815円です）

最終日に、別紙食事明細書に記入の上、栄養士へお支払い下さい。

### 持参していただく物品

洗面・入浴用具（洗面器はお貸しします）、体操服、作業服（体操服でも可）、エプロン（作業時に使用）、運動靴、体育館シューズ、タオル、バスタオル、着替え（普段着、下着、靴下など）、パジャマ、ビニール袋（着替えた衣類等を入れるため）、傘、筆記用具など。

なお、粘土等で汚れますので、必ず普段着は別にお持ち下さい。

## その他

体験入園に際しては、当園の指示に従ってください。

7：45～20：30の間は当園が主体で指導いたしますが、在園児生も多く基本的には学校の先生の付き添いをお願いします。

利用される生徒の保護者には、上記体験入園に関する説明会を、学校よりしていただくようお願いします。

保護者の事前見学等は、学校側で随時計画してください。連絡を受ければ日時の調整をします。

体験入園に際しての送迎は事故等の問題もありますので、学校側で対応をお願いします。

信楽学園長 宛

平成 年 月 日

立 中学校  
学校長 公印

体験入園について（依頼）

体験入園につきまして下記のとおり依頼いたします。

記

1. 日 時 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2. 生徒氏名

3. 引率者氏名

なお、体験入園期間中の災害、事故等に関して、貴園の責任を問いません。

連絡先

立 中学校

〒

市 町

担当

## 生徒のプロフィール

ふりがな 氏名		性別		写 真
学校名		学年		
住所				
障害の程度				
障害の種類				
進路の希望				
学習面				
生活面 (身辺処理等)				
生活、行動 の特徴				
その他 (健康、配慮点等)				

# 食 事 明 細 書

学 校 名			
	朝 食 ( 3 8 1 円 )	昼 食 ( 7 2 6 円 )	夕 食 ( 7 0 8 円 )
月 日 ( )	-	名分	名分
月 日 ( )	名分	名分	名分
月 日 ( )	名分	名分	-
合計人数	名分	名分	名分
合計金額	円	円	円
総合計金額		円	

必要とされる食事数をそれぞれ記入してください。

最終日にこの用紙に現金を添えて栄養士に提出してください。

(別紙様式1)

## 研修棟使用申請書

申請者	住所	
	氏名	
	連絡先	
使用を必要とする理由		
使用期間	自 平成 年 月 日	
	至 平成 年 月 日	
宿泊の有無	有	無
備考		

上記のとおり研修棟を使用しますので、信楽学園研修棟管理要綱第4条第1項の規定により申請します。

平成 年 月 日

滋賀県立信楽学園長 様

申請者

印

# 滋賀県立信楽学園研修棟管理要綱

## （趣旨）

第1条 この要綱は、県立信楽学園研修棟（以下「研修棟」という）の管理について必要な事項を定めるものとする。

## （管理者）

第2条 研修棟の管理者には信楽学園の次長をあてるものとする。

2 管理者は、所属長の指示を受けて研修棟使用の規則および秩序の維持を行うほか、建物設備等の保全管理にあたるものとする。

## （使用資格者）

第3条 研修棟を使用することが出来る物は、次に掲げる者とする。

中学生の体験入園および大学生の施設実習において、宿泊等を必要とする者  
一般のボランティア等において、宿泊等を必要とする者  
職員等で業務の関係上一時的に宿泊等を必要とする者  
その他、所属長が必要と認めた者

## （使用の申請）

第4条 研修棟を使用しようとする者は、使用申請書（別記様式1）を所属長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 所属長が適当と認めた時は、使用承諾書（別記様式2）を申請者に交付するものとする。

## （使用者の管理義務）

第5条 使用者は、善良な管理者の注意をもって施設等を使用しなければならない。

## （禁止事項）

第6条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

居室を他の目的に使用すること。  
風紀若しくは秩序を乱し、または他の使用者の迷惑となるような行為をすること。  
危険物を持ち込むこと。

## （安全）

第7条 使用者は、火災その他の災害の発生を未然に防止するように努めなければならない。

## （電気器具等の使用）

第8条 使用者は、施設内において私用の電気器具ガス器具等を使用するときは、事前に所属長の許可を受けなければならない。

## （賠償義務）

第9条 使用者が、故意または重大な過失により施設設備を滅失し、または毀損したときは、使用者はそれによって生じた損害を弁償しなければならない。

## （その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、研修棟の管理について必要な事項は別に定める。

（付記） この要綱は昭和61年8月13日から施行する。